

CSF（豚熱）の発生原因に加熱不十分な飼料の給与が疑われています

令和2年（2020年）1月8日、沖縄県で国内52例目となるCSFが発生し、2月6日までに関連農場を含め近隣の7農場がCSF発生農場として殺処分されました。

疫学調査の結果、沖縄県で初発と考えられる52例目の農場では飼料に食品残さを利用しており、加熱をしていなかったことが明らかになっています。更に、ハムやソーセージなどの肉製品を含んだ調理残さも給与されており、これらの加熱状況は不明でした。関東・中部地方で既にCSFワクチン接種が行われていますが、このワクチンは感染を完全に防ぐわけではありません。そのため、肉類を含む可能性のある食品残さは確実に加熱（70℃30分以上、又は80℃3分以上）することが重要です。

食品残さの加熱は、CSFだけでなくASF（アフリカ豚熱）の感染予防にも重要です。ヨーロッパにおけるASFウイルス侵入には、国際航路由来の汚染された食品残さが原因として疑われており、野生いのししが感染拡大に関与したと言われています。CSF・ASFの感染予防のため、食品残さの十分な加熱と野生いのしし対策を確実に実施するとともに、養豚農場で下記のような症状が確認された場合は、当家保へ直ちに通報していただきますよう御指導をお願いします。

CSF・ASFを疑う症状例



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎



死亡

人も家畜も病気の予防は手洗いから！

飼養衛生管理基準では、農場及び畜舎に入りする際には手指の洗浄又は消毒が義務付けられています。それは伝染病の病原体を農場内に侵入させないため、そして農場外に広げないためです。

現在、世間を騒がせている新型肺炎の予防法にも手洗い、うがい、アルコール消毒が重要と言われています。

人も家畜も病気の予防は手洗いから。右図に示す正しい手洗いの方法を日頃から実践し、人も家畜も健康に過ごせるよう注意しましょう。



定期報告の提出をお願いします【提出期限：2月17日（月）】

家畜の病気の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜を飼育する方は、毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を県知事に報告する必要があります。飼養目的や頭羽数に関わらず、以下の家畜を飼育する方は調査の対象となります。

市町におかれましては、農家等から調査票を回収後、2月17日（月）までに当家保まで提出をお願いします。

対象家畜：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタを含む）、いのしし、鶏、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
 調査内容：飼養者及び農場管理者の連絡先、農場住所、飼養家畜の種類、頭羽数、飼養目的、飼養衛生管理基準遵守状況等
 ※調査対象家畜には愛玩や庭先飼育も含まれます。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生日月日
口蹄疫	O型	新疆ウイグル自治区	牛	令和元年(2019年)12月30日
		ロシア	牛	令和2年(2020年)1月27日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N2	台湾(3件)	地鶏、肉用アヒル、ガチョウ、七面鳥	令和2年(2020年)1月3日 ～令和2年(2020年)1月20日
	H5N5	台湾(3件)	地鶏、七面鳥	令和2年(2020年)1月6日 ～令和2年(2020年)1月22日
ASF		韓国	野生イノシシ	令和2年(2020年)1月28日 ～令和2年(2020年)1月29日

令和2年(2020年)2月3日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう！

